

運輸安全委員会からの意見（平成 30 年 2 月 22 日付け）への対応に関する Q & A

本 Q & A は、関係機関の助言を受けて作成した。

1. 釣り客を渡した岩場の定期的な巡回について

問 1 - 1 「釣り客を渡した岩場の定期的な巡回」とは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

2. 使用環境に応じた救命胴衣等の適切な使用について

問 2 - 1 「使用環境に応じて型式承認品と同等以上の性能を有する救命胴衣等」とは、具体的にどのようなものがあるのか。

問 2 - 2 瀬渡し船や磯渡し船を利用する場合、乗船移動中は国土交通省が定める要件に適合した救命胴衣等（桜マーク付きのライフジャケット）を着用しなければならないのか。

問 2 - 3 磯等渡しでの救命胴衣着用について、どのような場合法令違反となるのか。

3. 落水者の船上への引揚げを補助できるはしご等の設置について

問 3 - 1 「落水者の船上への引揚げを補助できるはしご等」とは、どのようなものを備えればよいのか。

問 3 - 2 例えば、太いロープや自作の簡易縄ばしごでもよいのか。基準等を示すべきではないか。

4. 救命浮環等の保管場所及び使用方法の周知について

問 4 - 1 「救命浮環等の保管場所及び使用方法の周知」について、どのように行えばよいのか。

5. 落水者を想定した定期的な訓練について

問 5 - 1 「落水者を想定した定期的な訓練」とは、どのような内容・頻度で行えばよいのか。

問 5 - 2 安全に定期的な訓練を実施するためには、最低限実施すべき基準やマニュアルを示すべきではないか。

問 5 - 3 実施した訓練の内容等を記録する際の作成例を示すべきではないか。

問 5 - 4 パワーポイント等による座学での講習を訓練実施とみなしてよいか。

（お問合せ先）

水産庁資源管理部管理調整課

沿岸・遊漁室

ダイヤルイン：03-3502-7768 FAX：03-3595-7332

1. 釣り客を渡した岩場の定期的な巡回について

問1-1 「釣り客を渡した岩場の定期的な巡回」とは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

(答)

一律に定量的に定めるものではないが、その時点での気象や海象情報を入手しつつ、巡回を行うことによって、釣り客や磯等の現場の状況を早期に把握することにより、磯等での乗降が困難となるような状況を回避し、釣り客の安全性が確保されるように行うべきである。なお、巡回の記録もとるべきである。

また、不測の事態が生じた際に、速やかに救助活動に当たれるよう常に釣り客との連絡手段が確保されるべきであり、特に携帯電話圏外の区域等、連絡手段の確保が困難な海域においては、巡回の回数を増やすことや、利用者が視認可能な位置で待機する等により、不測の事態に備えるべきである。

2. 使用環境に応じた救命胴衣等の適切な使用について

問2-1 「使用環境に応じて型式承認品と同等以上の性能を有する救命胴衣等」とは、具体的にどのようなものがあるのか。

(答)

たとえば、岩場で擦れても破れて性能を失わず浮力を得ることができる救命胴衣等であり、運輸安全委員会が作成した安全啓発リーフレット「瀬渡し船を利用される皆様へ」において、釣りの場所に合ったライフジャケットとして、次のとおり紹介されている。

「瀬渡し船を利用される皆様へ」 運輸安全委員会 (抜粋)

「日本小型船舶検査機構性能鑑定適合品レジャー用ライフジャケット(固型式)の使用環境ガイドライン」によれば、磯釣りにおいては7.5kg以上の浮力が推奨されており、併せて、外洋に面した沖磯など、潮流が早く、波の荒い磯場がメインとなる場合は、11.7kg以上の浮力を持つライフジャケットの使用も推奨されています。

【運輸安全委員会HP】

「瀬渡し船を利用される皆様へ」

http://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/keihatuleaflet/images/angler_attention_leaflet.pdf

【一般社団法人 日本釣用品工業会HP】

日本小型船舶検査機構 性能鑑定適合品レジャー用ライフジャケット（固型式）の使用環境ガイドライン

<http://www.jaftma.or.jp/standard/lj/index.html>

問 2 - 2 瀬渡し船や磯渡し船を利用する場合、乗船移動中は国土交通省が定める要件に適合した救命胴衣等（桜マーク付きのライフジャケット）を着用しなければならないのか。

（答）

瀬渡し船や磯渡し船等（以下「磯等渡し」）及び磯等の上において着用する救命胴衣については、運輸省令及び業務規程例において国土交通省が定める要件への適合は求められていないが、今般の運輸安全委員会からの意見（平成 30 年 2 月 22 日付け）により、使用環境に応じて型式承認品又はこれと同等以上の性能を有する救命胴衣の着用・適切な使用が求められており、運輸安全委員会が作成した「瀬渡し船を利用される皆様へ」等を参考に救命胴衣等を着用する必要がある。

磯等渡しを利用する場合の救命胴衣（ライフジャケット）等の着用ルール

乗船・出航 →（移動中）→ 磯等で釣り →（移動中）→ 帰港



- ・出航から帰港まで常時救命胴衣を着用（船室内にいる場合を除く）
- ・磯等の環境に応じた救命胴衣を着用
- ・使用環境に応じて型式承認品と同等以上の性能を有する救命胴衣等を着用

※船釣りを利用する場合は、出航から帰港まで、船室内にいる場合を除き、常時、桜マーク付きライフジャケットを着用

問 2 - 3 磯等渡しでの救命胴衣着用について、どのような場合法令違反となるのか。

（答）

次の場合、遊漁船業の適正化に関する法律（以下「遊漁船業法」という。）に基づく業務規程に従って運航する船舶とみなされないため、船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外とされず、同法違反となる。また、2022 年 2 月 1 日以降、当該磯等渡しの小型船舶操縦者（船長）に違反点数が付与される。

- ・磯等渡しに乗船中（船室内にいる場合を除く）に救命胴衣等を着用していない者がいる場合。
- ・磯等渡しの船長や業務主任者等、磯等での船外活動（磯釣り等）を行わない者が、乗船中、国土交通省が定める要件に適合する救命胴衣等を着用していない場合。

また、次の場合、直ちに法令違反とはならないが、遊漁船業法に基づく業務改善命令（遊漁船業務主任者の解任を含む業務の運営の改善に必要な措置）の対象となり、改善されない場合、遊漁船業者が登録の取消等の処分や同法違反により罰せられる場合がある。

- ・遊漁船業務主任者が、業務規程に反し、釣り客に対し磯等渡しの乗船中及び磯等の上で救命胴衣等を着用することを周知していない場合。

3. 落水者の船上への引揚げを補助できるはしご等の設置について

問3-1 「落水者の船上への引揚げを補助できるはしご等」とは、どのようなものを備えればよいのか。

(答)

乗組員の少ない遊漁船及び瀬渡船等において、落水者が船上に揚がることを容易にするためには、落水者が足がかりとできるような、縄ばしご、金属製のはしご（アルミ製はしご等）等が考えられ、自船及び落水者の状況に応じた適切なもの（必要な大きさ、強度、取り回しのしやすさ、確実に設置できること等を勘案）を備える必要がある。

落水者が船上に揚がる際は、衣服等に多量の海水を含み、自力ではしごを上昇することが必ずしも容易ではないため、舷の高低を加味した落水者の引揚げを補助できるロープ等も備える必要がある。

※ はしご等を備えるに当たってのポイント（参考）を参照のこと。

問3-2 例えば、太いロープや自作の簡易縄ばしごでもよいのか。基準等を示すべきではないか。

(答)

太さや自作・既製品は問わず、落水者が自力で船上に揚がる足がかりとすることができるものであることのほか、落水者の船上引揚げを補助する機能を有しているものであれば「はしご等」に含まれる。

アイ付きのロープ等「はしご」以外のものや自作のものを備える場合は、実際に

訓練等で落水者の引揚げの補助として有効（落水者が自力で上がれない場合も想定する）か確認するとともに、使用可能か常に点検を行うことが重要である。

基準等については、遊漁船の舷の高さや落水した場所、海況等、落水者発生状況も様々であることから、一律な基準を示すことは難しいと考えており、実地訓練等により、また、各遊漁船に適した機材を検討、改善等を図っていくことが重要と考えている。

なお、はしご等を備えるに当たってのポイントとしては次のような点が想定される。

はしご等を備えるに当たってのポイント（参考）

○はしご等の要件

- ・ 落水者が水面でつかまり、自力で船上へ揚がる足がかりとすることができるものであること（上記の機材を備えた上で、落水者の体力消耗等により自力で上がれない場合に、船上から落水者の引揚げを補助するロープ等も「はしご等」に含まれる。）。

○はしご等の種類

- ・ アルミ製等の金属製のはしご、縄ばしご等、一般的に「はしご」と言える機材を基本とする。
- ・ アイ付きのロープ等「はしご」以外の場合、自力で船上へ揚がる足がかりとすることができるもの。
- ・ 自力で上がれない場合に、船上から落水者の引揚げを補助するロープ等。（※ 上記のいずれも、購入品か自作かは問わない。「はしご」以外のものを備える場合は、事前に訓練等で落水者の引揚げの補助としての有効性を確認すべきである。また、使用可能か常に点検を行うべきである。）

○設置に際しての留意点

訓練等も踏まえ、落水場所、海況等も想定の上、遊漁船の舷の高さによる必要な大きさ、取り回しのしやすさ、確実に設置できること等を勘案する。

- ・ 舷の高さを考慮し、設置場所は落水者が揚がりやすい場所であること。
- ・ 船上の引揚げ補助をする者（必要な人数分）の活動スペースが確保できること。
- ・ 落水者の発生後に取り付けるタイプの場合、スムーズに設置等が行えること。また、機材の海中落下等により流失しないようにすること。

4. 救命浮環等の保管場所及び使用方法の周知について

問4-1 「救命浮環等の保管場所及び使用方法の周知」について、どのように行えばよいのか。

(答)

はしご等や救命胴衣、救命浮環の保管場所及び使用方法については、業務規程例(別表8)により、周知の方法(「遊漁船に周知する内容を掲示する。」又は「遊漁船の乗船前に書面を配布する。」)を示している。

遊漁船に周知する内容を掲示する場合は、見えやすい場所に掲示する(運航中、掲示物が資機材等により覆い隠されるような場所には掲示しない)とともに、掲示した場所を周知することが重要である。

救命胴衣、救命浮環及びはしご等の使用方法についての記載例(参考)

○救命胴衣(日本小型船舶検査機構(JCI)ホームページから)

(1) 膨脹式ライフジャケット(首掛け式)

①ライフジャケットに腕を通し、前側のバックルをとめます。このとき、ライフジャケットが体に密着していることが重要です。

②手動式の場合は、紐を引いて膨脹させます。膨脹させたとき、膨らみが足りない場合は、息を吹き込んでさらに膨らませます。

(2) 膨脹式ライフジャケット(ベルト式)

①体にしっかりと密着させるためベルトを調整します。

②膨らんだ後で、左右のバックルをとめます。

(3) 固型式ライフジャケット

①腕を通し、前のファスナーを閉めます。

②左右のベルトを閉めて体にしっかりと密着させます。

○救命浮環(日本小型船舶検査機構(JCI)ホームページから)

救命索の端を船にしっかりと結ぶか、手に持って放さないようにして、落水者の方向(転落者よりも遠く)へ投げてください。落水者がロープを掴むか、ロープに腕を掛けたことを確認し、速やかにロープを引いて落水者のところまで浮環をたぐりよせます。

○はしご等

船の右(左)舷、前(後)方(船尾)に取り付け、流失しないようロープ等で

固定してください。

(※ 組み立て式の場合は、製品の取扱説明書等を参考に記載する。)

5. 落水者を想定した定期的な訓練について

問5-1 「落水者を想定した定期的な訓練」とは、どのような内容・頻度で行えばよいのか。

(答)

訓練を実施するに際しては、船上に補助者を配置させ、落水者想定の際は救命胴衣を着用し、水温が低い時期に実施する場合はウェットスーツを着用する等安全性を確保したうえで、備えられた救命浮環やはしご等を用いて、海面から船上に揚がることを実践するのが望ましい。

また、落水者が浅瀬に漂流するなど、容易に接近・引揚げ困難な場合を想定した訓練（例えば、ロープ付きの救命浮環やアバ（浮体）を的確な場所に投下し、落水者を揚収するに水深が充分ある水域まで安全に引き寄せる訓練等）も重要である。

頻度については、一律に定量的に示すものではないが、少なくとも1年間に1回以上は行うこととし、自船の状況の変化（乗組員の交代等）にも応じて適切に行うべきである。

なお、訓練の効果を上げるためにも、訓練を実施した場合には、実施した内容等を記録すべきである。また、訓練で浮かび上がった問題点等を検討し、落水者を想定した最善の機材と方法を整えておくことが重要である。

問5-2 安全に定期的な訓練を実施するためには、最低限実施すべき基準やマニュアルを示すべきではないか。

(答)

定期的な訓練の実施については、自己の責任において安全第一で実施することが大前提である。また、年間を通じて水温が低い地域など、地域特性に応じた安全も踏まえた訓練の立案が必要である。

定期的な訓練の実施については、落水者が海面から船上に揚がることが目的であり、遊漁船の舷の高さや落水した場所、海況等、落水者発生状況も様々であることから、一律な基準を示すことは難しいが、下記ポイントを参照のうえ、実地訓練等を積み重ねて、事業者が各船の船形等実情に合わせて改善・向上を図っていくことが重要である。

なお、訓練実施に当たってのポイントとしては次のような点が想定される。

訓練実施に当たってのポイント（参考）

○訓練実施前

- ・訓練実施計画の作成
実施日時・場所、参加遊漁船・参加者、使用機材、救助訓練の概要等

○訓練実施中

- ・落水者への接近方法、又は、落水者の引き寄せ方法の確認
 - ✓ 実際の営業時の人数、場所等を想定し、操船しつつ救命浮環の使用、落水者への接近等の可否
 - ✓ 磯等渡しで、落水者が浅瀬に漂流し、容易に接近しにくい場合を想定し、救命浮環やロープ等の投下による落水者の引き寄せ方法
 - ※ ロープ付きの救命浮環やアバ（浮体。「非常用投浮」）を的確な場所に投下し、落水者を揚収するに水深が充分にある水域まで安全に引き寄せる。引き寄せる勢いが強いと水圧をかけ溺れさせてしまうので、動力を使用せず手繰りで慎重に行うこと。
- ・落水者の引揚げ方法の確認
 - ✓ はしご等の設置場所
 - ✓ はしごを使用した場合の引揚げ手順
 - ✓ 落水者が自力ではしごを上がれない場合のロープ等の使用による補助方法
 - ※ 風浪による船体動揺等を想定し、機材の使用感を確認する（指がはしごと船体に挟まれないか、ロープ等が落水者の身体を締め付けないか等）。
- ・落水者の引揚げに必要な人員の確認
 - ✓ 操船者、引揚げ補助者

○訓練実施後

- ・訓練記録の作成
- ・次の点の確認・改善の検討
 - ✓ 落水者発生時の初期動作（救命浮環等の使用、関係機関等への連絡等）
 - ✓ はしご等の選定、使用方法、必要人数等

- ・ 訓練の反省点、訓練の改善点の検討

問 5 - 3 実施した訓練の内容等を記録する際の作成例を示すべきではないか。

(答)

記録の様式等は問わないが、訓練の記録として次の項目がポイントと考える。

- ・ 実施日時、実施場所、天候・海況等
- ・ 参加遊漁船、参加者
- ・ 使用機材の詳細、実施概要、反省点等
- ・ 訓練中の写真

問 5 - 4 パワーポイント等による座学での講習を訓練実施とみなしてよいか。

(答)

座学による講習は訓練参加者の知識等を高揚させる点としては有効とも考えるが、自船において実際に落水者を引揚げられるかが重要であるため、座学のみでは訓練実施とはみなされない。